

(参考 3) 復興財源 (B 型肝炎対策財源を含む) としての税制措置概要

1. 所得税

- ・ 現行の所得税額に対して 4.0%の時限的な付加税を創設する。
- ・ 平成 25 年 1 月から平成 34 年 12 月までの措置とする。
- ・ 納税義務者・源泉徴収義務者は所得税の納税義務者・源泉徴収義務者と同じとする。
- ・ 平成 23 年度税制改正 (給与所得控除等の見直し) による増収分を財源措置として活用する。これらの施行時期は平成 24 年分からとする。

2. 法人税

- ・ 平成 23 年度税制改正 (法人実効税率の引下げ+課税ベース拡大) の実施とセットで、法人税額に対して 10%の時限的な付加税を創設する。
- ・ 付加税は、平成 24 年度から平成 26 年度までの措置とする。
- ・ 課税標準は法人税額とし、納税義務者は法人税の納税義務者と同じとする。
- ・ 平成 23 年度税制改正の施行時期は平成 24 年度からとする。

3. たばこ税

- ・ たばこ税やたばこ特別税と別途に、たばこ 1 本に対し 1 円のたばこ臨時特別税を創設する。
- ・ 課税標準や課税対象、納税義務者などは、現行のたばこ税と同じとする。
- ・ 平成 24 年 10 月から平成 34 年 9 月までの措置とする。

4. 相続税

- ・ 平成 23 年度税制改正 (相続税増税+贈与税減税) を確実に実施し、その施行時期は平成 24 年からとする。

5. 個人住民税

- ・ 現行の個人住民税の均等割の標準税率を時限的に 1 年につき 500 円引き上げる。
- ・ 平成 26 年度分から平成 30 年度分までの措置 (特別徴収については、平成 26 年 6 月から平成 31 年 5 月まで) とする。
- ・ 平成 23 年度税制改正 (給与所得控除等の見直し) による増収分を財源措置として活用する。これらの施行時期は平成 25 年度分 (平成 24 年分所得) からとする。

6. 地方たばこ税

- ・ 現行の地方たばこ税の税率を、時限的にたばこ 1 本に対し 1 円引き上げ、純増分を財源措置として活用する。
- ・ 平成 24 年 10 月から平成 29 年 9 月までの措置とする。

7. その他

- ・ 臨時的な税制措置の趣旨を明確にする観点から、所得税付加税、法人税付加税、たばこ臨時特別税の名称をそれぞれ、「復興特別所得税」(仮称)、「復興特別法人税」(仮称)、「復興特別たばこ税」(仮称) とする。
- ・ 三党合意等を踏まえ、地球温暖化対策のための税の導入など、上記以外の平成 23 年度税制改正事項についても与野党協議を行い、その実現を目指す。

精査中

全国的な緊急防災・減災事業の地方負担等について

○全国の地方団体で行われることが予定されている緊急防災・減災事業についての直轄・補助事業の地方負担や地方単独事業は少なくとも0.8兆円程度と見込まれる。

(考え方)

(1) 直轄・補助事業の地方負担 ①+②=4,500億円程度

① 1.3兆円程度(直轄・補助等) × 概ね3割(3次補正を参考) ≒ 4,000億円程度

② 学校耐震化(1次補正) ≒ 500億円程度

※ 阪神・淡路大震災の例

事業規模13,000億円程度 うち国費7,900億円程度 うち地方費4,500億円程度

(2) 地方単独事業 1.3兆円程度 × 概ね1/4 ≒ 3,500億円程度

・阪神・淡路大震災時における全国防災事業(直轄・補助等)と緊急防災基盤整備事業(地方単独事業)の割合が概ね4:1(13,000:3,500)

・社会資本総合整備交付金等の効果促進事業は基幹事業の25%(全体事業費の2割)

(1)+(2) = 8,000億円 ≒ 0.8兆円程度

全国的な緊急防災・減災事業の地方負担等の都道府県、市町村の割合について

○全国の地方団体で行われることが予定されている緊急防災・減災事業についての直轄・補助事業の地方負担や地方単独事業の都道府県と市町村の割合は概ね1:1と見込まれる。

(考え方)

(1)直轄・補助事業の地方負担 ①+②=4,500億円程度

①1.3兆円程度(直轄・補助等)×概ね3割(3次補正を参考)≒4,000億円程度

3次補正における地方費の都道府県と市町村の割合=概ね1:2

・都道府県 1,333億円

・市町村 2,667億円

②学校耐震化(1次補正)≒500億円程度

・市町村 500億円

(2)地方単独事業 1.3兆円×概ね1/4≒3,500億円程度

近年の防災対策事業の都道府県と市町村の割合=概ね3:1

・都道府県 2,625億円

・市町村 875億円

都道府県 (1)+(2)=3,958億円

市町村 (1)+(2)=4,042億円

都道府県:市町村=49:51≒1:1

精査中

地方税の税率の設定について（案）

○全国の地方団体で行われることが予定されている緊急防災・減災事業についての直轄・補助事業の地方負担や地方単独事業の都道府県と市町村の割合（概ね1:1）に合わせ、臨時的な税制措置による増収額（純増額）の比率も概ね1:1になるよう税率を設定する。

○なお、今回の国・地方のたばこ税の臨時的な税制措置による販売本数の減少に伴う減収の影響額は、市町村の方が大きいことから、税率引上げの都道府県と市町村の割合を2:3程度に設定することで純増額が概ね1:1になると見込まれる。

1. 地方税における財源確保額

①個人住民税均等割	+	②地方たばこ税	+	③給与所得控除等の見直し		
				(純増分)		
1,500億円程度	+	4,800億円程度	+	2,000億円程度	=0.8兆円程度	
都道府県	600億円程度	+	2,750億円程度	+	800億円程度	=0.4兆円程度
市町村	900億円程度	+	2,050億円程度	+	1,200億円程度	=0.4兆円程度

2. 税率の引上げ額

①個人住民税均等割	都道府県 200円、市町村 300円
②地方たばこ税（1,000本あたり）	都道府県 395円、市町村 605円
③給与所得控除等の見直し	現行税率どおり（都道府県 4%、市町村 6%）

第三次補正予算の編成に向けた緊急要請

平成23年9月15日

全国知事会

我が国は、今、東日本大震災からの復旧・復興や福島第一原発事故の早期収束という、未曾有の国難に直面している。

被災者の生活再建や地域の再生は、まさに喫緊の課題であり、復旧・復興を起点とした新たなまちづくり・国づくりは、大震災で命を落とされた多くの方々に対する我々の使命でもある。

しかしながら長引くデフレや予想を超える円高により、企業の活力や雇用が失われ、国・地方の財政状況も著しく悪化している。大震災からの復旧・復興に向けた我が国の体力は甚だしく奪われている。

そこで全国知事会としては本年7月26日に「日本の再生に向けて 一東日本大震災 復興への提言」を政府に提出し、本格的な復興対策を早期に実施するよう要請した。また8月17日には「円高の是正及びデフレからの脱却に向けた緊急アピール」を行った。

多くの国民が復興への取り組みの遅れを懸念している今、野田新総理のリーダーシップの下、本格的な復旧・復興に向けた第三次補正予算を速やかに編成し、執行する必要がある。

については被災県の実情や要望を踏まえ、緊急かつ重点的に対応すべき事項を（別記1）、（別記2）のとおりまとめたので、政府においては地方と十分に協議の上、第三次補正予算の編成において確実に措置するよう強く要請する。

また、あわせて全国的な緊急防災・減災事業等の実施を着実にを行う予算措置を行うことを求める。その際、地方としても必要な税財源の確保について国と連携しながら対処していく所存であることを申し添える。